

第4章 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 一般職の勤務時間の状況

(1) 勤務時間、休憩時間及び休息時間

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
40時間	8:30	17:15	12:15～13:00

(2) 勤務時間の弾力化制度（4週間単位の変形労働時間制）

公務運営上の事情により特別な勤務時間の割振りを行う必要がある場合には、所属長の承認を受けて勤務時間を変更することができます。

2 休暇の概要

区分	種類	内容
年次有給休暇		20日（1暦年） ※繰越し20日
病気休暇	公務傷病	必要と認められる期間
	私傷病	必要と認められる期間（90日まで）
特別休暇	選挙権その他公民としての権利行使	必要と認められる期間
	証人等としての裁判所等への出頭	
	骨髄バンクへの登録、骨髄液の提供	
	ボランティア休暇	5日以内
	結婚休暇	7日以内（連続）
	産前・産後休暇	産前6週間（市長が認めた場合8週間、多胎は産前14週間）、産後8週間
	育児時間	1日2回各30分（生後1年以内）
	妻の出産	5日以内
	子の看護	5日以内（小学校就学まで）
	忌引	配偶者10日、父母7日、子5日等
	配偶者、子及び父母の追悼のための特別な行事	1日以内
	夏季休暇	5日以内
	災害等による住居の復旧作業	7日以内
	災害等による通勤困難時	必要と認められる期間
	災害時の退勤途上の危険回避	
	感染症予防のための交通制限等	
	生理休暇	2日以内
妊娠中及び出産後1年以内の健康審査	必要と認められる期間	
介護休暇	配偶者等の介護（無給）	6月以内